

# 青森県報

第四千八十一号

平成二十七年  
十二月四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	二
保安林の指定施業要件の変更	(林政課)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三

### 公 告

県有港湾施設の売却に係る一般競争入札  
 (港湾空港課) 三

## 告 示

青森県告示第八百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第一号の規定に

より告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
あらいこどもクリニック/眼科クリニック	弘前市大字城東中央四丁目二の八	平成二七・一〇・三〇
福井整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市本徒士町八の三	二七・六・三
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	二七・九・三〇
葛西整形外科医院	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一〇	"

青森県告示第八百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
あらいこどもクリニック/眼科クリニック	弘前市大字城東中央四丁目二の八	平成二七・一〇・一
福井整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市本徒士町八の三	二七・九・一
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	二七・一〇・一
アイン薬局 弘前本店	弘前市大字本町四八の一	二七・二・一
アイン薬局 八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	"
アイン薬局 八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	"

アイン薬局 十和田店	十和田市西十二番町一の一五	"
アイン薬局 つがる店	つがる市富泡町山里一の一	"
アイン薬局 野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	"
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	"
アイン薬局 東通村店	下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇	"

青森県告示第八百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
福井整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市本徒士町八の三	平成二七・六・三

青森県告示第八百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
あらいこどもクリニック/眼科クリニック	弘前市大字城東中央四丁目二の八	平成二七・一〇・一
福井整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市本徒士町八の三	二七・九・一
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	二七・一〇・一
アイン薬局 弘前本町店	弘前市大字本町四八の一	二七・二・一
アイン薬局 八戸店	八戸市大字田向字間ノ田六四	"
アイン薬局 八戸東店	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	"
アイン薬局 十和田店	十和田市西十二番町一の一五	"
アイン薬局 つがる店	つがる市富泡町山里一の一	"
アイン薬局 野辺地店	上北郡野辺地町字鳴沢一八の三	"
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	"
アイン薬局 東通村店	下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇	"

青森県告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
むつ市川内町高野山一の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
川内町高野山一の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町川代二二〇の一六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町宿野部穴畑平一の二七三から一の二七六まで

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県有港湾施設の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる県有港湾施設の売却

浮棧橋(くいを含む) 一基

2 規格等

(一) 構造 くい式

(二) 延長 九十七・七六メートル

(三) 建設年月日 昭和五十二年三月二十五日

3 引き渡し場所

青森市大字浅虫蛭谷三二地先

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所及び現地説明の日時

1 場所

青森市大字浅虫蛭谷三二地先

2 日時

平成二十七年十二月十一日 午後二時

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課

電話 〇一七 七三四 九六七六

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階 県土整備部B会議室

2 日時

平成二十七年十二月十五日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者決定の方法

予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

九 代金の納入期限

県有財産売買契約書により定めた納入期限までに全額納入する。

十 その他

1 入札条件

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)に定める入札者心得を遵守すること。

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たつては、入札書に記載された当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は、入札説明書による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------